

相 談 事 例

ID : 02-03-042

相談タイトル

住宅の道路面に面して造った目隠しフェンスについて

Q：ご相談内容

自宅敷地の道路に面した位置に、目隠し用の既製品フェンスを設置する工事を行った。設置前にはフェンス内側に洗濯物を干すので、遮蔽効果の高い製品を設置しよう話をしたが、設置されたフェンスは縦格子の遮蔽効果の少ない製品を設置されてしまった。取替えるよう話をしたが、取替えは行うが、現在設置した物の解体撤去費用は負担するよう言われている。撤去費は払わなくてはならないのか。

A：回答

設置（施工）前に、明確に完全遮蔽（目隠し）のフェンスを設置しよう話をしている、施行業者もそのことを理解していたならば、その旨、協議をして相談者の方の要望を実現されてはと思います。当初の施工前のやりとり（製品の指定・確認等）を確認しているわけではないので、この間の経過が不詳なため撤去費用を払わずに済むのかは何とも申し上げられません。